

3か所目の病児保育室を開設します！

平成16年12月に1か所目を開設し、順次拡充している病児保育事業は、昨年12月の港北区内での2か所目に続き、3か所目として3月17日（金）から都筑区南山田町の水野クリニックに併設して、「おひさま病児保育室」を開設します。

- ・事前登録の申込受付開始 3月 1日（水）から
- ・病児保育事業開始 3月17日（金）から

病児保育事業は、医療機関併設型の病児保育室で、医療機関による入院治療の必要はないが、疾病により保育園等での集団保育が困難な期間、仕事を休むことができない保護者の方などに代わって、看護師・保育士が病初期の段階から病気のお子さまをお預かりする事業です。

対象は生後6か月以降、就学前の病気のお子さんです。保護者の方が仕事の都合や事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむをえない事情で家庭での育児が困難な期間、一時的に保育を行います。利用には事前登録・予約などが必要です。

実施施設	実施医療機関名	水野クリニック「おひさま病児保育室」(水野 恭一 院長)		
	施設所在地・交通	都筑区南山田町4257-1 東横線綱島駅より③バス江田駅行き } 中川中学校前下車 徒歩3分 市営地下鉄仲町台駅より88バス }		
	電話番号	045(595)1233	FAX	045(595)1139
	Eメール	ohisama@katsujinkai.org	ホームページ	http://www.katsujinkai.org/ohisama/
事業内容	開設日時	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分～午後6時		
	定員	1日4人まで		
	対象となる児童 (右の条件をすべて満たす者)	① 市内在住の児童 ② 生後6か月以降、小学校就学前の児童 ③ 病気又は病気の回復期で、他の児童との集団保育が困難な児童 ④ 養育者が仕事の都合や養育者自身の疾病、事故、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由で育児が困難な状況であること ⑤ かかりつけの医師と実施医療機関の医師が保育可能と判断した児童		
	利用者負担額	児童1人につき1日2,000円（所得額による減免措置あり） この他に食事代・おやつ代等は実費相当額を徴収		

(参考) < 1か所目の病児保育室 >

星川小児クリニック 病児保育室「アニモ」
住所 保土ヶ谷区星川2-4-1
星川SFビル4階
交通 相鉄線「星川」駅下車 徒歩1分
電話 045(336)2264
FAX 045(336)3344
Eメール animo@h05.itscom.net
ホームページ <http://clinic.to/hoshikawa>

< 2か所目の病児保育室 >

シブヤチャイルドクリニック
「くりっこ病児保育室」
住所 横浜市港北区太尾町696-1
ナビウス大倉山101号
交通 東急東横線「大倉山」駅下車 徒歩5分
電話・FAX 045(542)6941
Eメール flower.baby.sj@gol.com
ホームページ <http://www.ne.jp/asahi/shibuya/child>